

## 国保財政の県移管における国保制度改善を求める意見書

2018年4月からの国民健康保険財政の都道府県への移管にむけて、県は、「国保運営協議会準備会合」を開催し、準備を進めています。県の中長期的な方向性としては、国のガイドラインの示す通り、「統一保険料」をめざし「法定外繰入」は「段階的解消」、「保険料」は「段階的引き上げ」の方向とされています。

ところが、国保に対する定率の国庫補助率は、1984年以降、大幅に引き下げられました。さらに、沖縄県においては沖縄戦の影響で補助金算定の基準となる前期高齢者人口が極端に少なく、国保財政に大きく影響してきました。

こうした中で、沖縄県においては、2018年度以降も継続して大幅な国庫補助増額が実現しない限り、「統一保険料」「法定外繰入の解消」など、実現は困難です。「協会けんぽ」「組合健保」など他保険に比べても、所得に対する保険料負担率が極めて高い現状を考えると慎重に対応すべき課題であると考えます。

8月30日に公表された沖縄県における「保険料試算」では、公的支援金のほかに、前期高齢者補助金の増加、医療費の減少などの要因により、一人当たり25,000円もの保険料引き下げが可能であることがわかりました。もともと高すぎる保険料は、解決すべき構造的問題の一つであり、公的支援金を投入する理由の一つでもありました。この機会に思い切って、保険料負担を下げること、今後の安定財源として定率の国庫補助の回復を要請します。

### 記

1. 国保制度の県単位化にあたっては、国保が社会保障制度としての役割を果たすこと
2. 国保料についてはすでに所得に対して「高すぎる」水準であり、「協会けんぽ」の水準をめざして抑制をはかるために、定率で国庫補助の増額を行うこと
3. 前期高齢者人口に基づく補助金算定はこれまで沖縄県市町村国保財政に大きなマイナスとなってきたのでこれまでの不足分の補てんを行うこと
4. 離島が多く、人口格差や医療水準の差の大きい沖縄県において統一保険料は、導入困難である。統一保険料をめざし、国庫補助の大幅増額の得られない内に「法定外繰入の段階的な解消」を市町村に迫れば、強引な保険料徴収が強まり、格差と貧困で苦しむ県民生活への影響は避けられない。これからも各市町村の実情に即した保険料となるよう市町村の自主性の尊重を要望する

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣